

岩手県漁港情報クラウドシステム更新業務委託 見積特記仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、「岩手県漁港情報クラウドシステム更新業務委託」（以下「本業務」という。）について必要な事項を定めるものであり、この仕様書に記載のない事項は、「設計業務等共通仕様書」「測量業務共通仕様書」（令和7年10月1日以降適用・岩手県県土整備部）によるものとする。

2 目的

本業務は、公益社団法人全国漁港漁場協会が管理・運営する「漁港情報クラウドシステム（以下「システム」という。）」に登録されているデータの修正等を行い、システムの登録内容の更新を行うものである。

3 業務場所

岩手県管理漁港

種別	漁港名	施設名
第2種	太田名部	船揚場
	大沢	便所
第3種	山田	用地、護岸(2施設)、防波堤、-4m岸壁
	大槌	突堤
第4種	島の越	防砂堤

4 履行期間

本業務の委託期間は、契約日翌日から令和8年3月13日までとする。

なお、委託期間には、作業日数、準備日数、後片づけ日数のほか、休工日（土曜日、日曜日、祝祭日、天候による休工日、連休等）を含むものである。

5 業務概要

岩手県漁港情報クラウドシステム更新 1式

6 業務内容

(1) 計画準備

業務を行うにあたり、事前にシステムのデータ更新に必要な事項を確認し、業務の目的、内容を把握し、業務の手順及び遂行に必要な計画を立案する。

(2) 資料収集整理

システムのデータ更新を行う各種情報の基礎となる資料について収集整理を行う。貸与を予定している資料は以下の電子データを基本とする。

なお、貸与資料については本業務以外での使用は認めない。

【貸与予定資料】

工事成果品（各種図面、完成写真等）、安定計算書、その他必要資料

(3) 現況確認

対象漁港において、データ更新が必要な施設の現況確認作業を実施する。これらの作業に関しては、「作業規程の準則」（平成20年国土交通省告示第413号）及びUAVを用いた公共測量に関するマニュアル等に準じて実施すること。

ア 写真撮影

写真撮影については、デジタルカメラ（撮影画素数はシステム登録の標準サイズ2560×1920ピクセルを原則とする）により行うこととする。

漁港基本施設は、施設全体形状、構造及び特徴がわかるように施設全景、断面毎の起終点、スパン毎の写真を撮影すること。

漁港機能施設は更新箇所を含む施設全景、起終点及び交差点毎の写真を撮影すること。

漁港施設用地、漁港管理者が設置、管理を行う各種施設は、施設全景、構造及び特徴がわかるように写真撮影すること。

なお、写真撮影の際はデータ更新箇所のみではなく、必要に応じて更新箇所の前後や周辺施設等も撮影を行うこと。

イ G N S S 計測

位置座標の計測については、原則としてG N S S測量機を用いたネットワーク型R T K方式により行うこととするが、携帯電話の不通地域で計測が出来ない箇所においては、スタティック方式（短縮スタティック等を含む）により漁港内に3級基準点相当の仮評定点を測設し、これを固定局とした無線によるR T K方式で計測を行うことを標準とする。

漁港基本施設は、各施設の屈曲点及び断面形状の変化点についての位置座標、天端高及びその他必要な計測点を測ること。

漁港機能施設は平面形状の作図が可能となるよう適宜、計測点を追加し測ること。

漁港原点、工事基準点の位置座標及び高さを計測し、その他の施設は位置座標を測ること。

UAV空撮に基づくオルソ画像を作成する場合は、適切な精度を確保したオルソ画像作成に必要な評定点の計測を行うこと。

表一 現況確認対象施設

大分類	中分類	対象施設	座標計測	写真撮影
1 基本施設	外郭施設	防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、開こう門、護岸、堤防、突堤及び胸壁	○	○ スパン毎
	係留施設	岸壁、物揚場、係船浮標、係船くい、栈橋、浮栈橋及び船揚場	○	○ スパン毎
	水域施設	航路及び泊地	△	○
2 機能施設	輸送施設	鉄道、道路、駐車場、橋、運河及びヘリポート	○ 道路輪郭のみ	○ 道路のみ
	航行補助施設	航路標識並びに漁船の入出港のための信号施設及び照明施設	△	○
	漁港施設用地	各種漁港施設の敷地	○ 用地輪郭のみ	○
	漁船漁具保全施設	漁船保管施設、漁船修理場及び漁具保管修理施設	△	○
	補給施設	漁船のための給水、給氷、給油及び給電施設	△	○
	増殖及び養殖用施設	水産種苗生産施設、養殖用餌料保管調製施設、養殖用作業施設及び廃棄物処理施設	△	○
	漁獲物の処理、保蔵及び加工施設	荷さばき所、荷役機械、蓄養施設、水産倉庫、野積場、製氷、冷凍及び冷蔵施設並びに加工場	△	○
	漁業用通信施設	陸上無線電信、陸上無線電話及び気象信号所	△	○
	漁港厚生施設	漁港関係者の宿泊所、浴場、診療所その他の福利厚生施設	△	○
	漁港管理施設	管理事務所、漁港管理用資材倉庫、船舶保管施設その他の漁港の管理のための施設	△	○
	漁港浄化施設	公害の防止のための導水施設その他の浄化施設	△	○
	廃油処理施設	漁船内において生じた廃油の処理のための施設	△	○
	廃船処理施設	漁船の破砕その他の処理のための施設	△	○
	漁港環境整備施設	広場、植栽、休憩所その他の漁港の環境の整備のための施設	△	○
3 海岸施設	海岸保全施設	護岸、堤防、突堤及び胸壁	○	○ スパン毎
4 その他施設	基準点	漁港原点、工事基準点	○	○
	看板等	漁港看板、放置艇禁止区域告知看板等	○	○

※スパン毎の写真撮影対象は、最小単位を目地により明確に区分できるコンクリート構造物とし、ブロック積堤や被覆ブロック等による傾斜堤等は全景写真のみを撮影する。

※防波堤、突堤等の附属施設としての安全灯、灯標は設置状況が確認できる全景写真、灯具の写真を撮影する。（工事施工中の仮設施設は除く）

※表中の△は、G N S S 計測を行わず、道路及び漁港施設用地以外の機能施設位置を平面図に描画するための位置確認を行うものであり、平面形状の特定は簡易オルソ画像より行う。

(4) 漁港台帳データ更新

システムに登録されている漁港台帳を構成する以下のデータのうち、必要な箇所の追加・更新を行うこと。

ア 漁港台帳データの総括表、明細表、増減表、標準断面図のうち必要な箇所

イ その他必要な箇所

(5) 工事履歴データ更新

システムに工事实績に基づき工事毎の施工履歴等を追加すること。工事関係資料から図面等をスキャニングによる電子化若しくは電子成果から必要な情報を抽出し、以下のデータを追加すること。

ア 工事平面図、縦断図、標準断面図、構造図、安定計算表、完成写真等

イ その他必要な資料

(6) 漁港電子平面図更新

資料収集及び現地調査結果に基づき、システムに登録されているGIS形式の漁港平面図データを更新すること。

漁港電子平面図上に作図する対象については、各法令に基づく調整要領に準拠すること。

作図は「漁港台帳標準フォーマット」（平成30年5月・全国漁港漁場協会）及び「漁港情報クラウドシステム現地調査の手引」（全国漁港漁場協会）に従って平面直角座標系を用いて行うこととし、施設毎に指定するデータ種別（点データ、線データ、ポリゴンデータ及び文字データ）にて描画し、必要な属性データを付与するとともに、外郭・係留施設等でスパン目地を有するコンクリート構造物についてはGNSS計測データ、簡易オルソ画像データから目地位置を判別し、スパン毎のポリゴンデータも併せて作図すること。

また、漁港施設用地や各種機能施設については、貸与する漁港施設利用計画図等の資料に基づき描画することが可能であるが、現況と異なる場合等には調査職員と協議のうえ作成すること。

表一 漁港電子平面図データの作成対象

大分類	中分類	対象施設	作成データ種別			
			外形線 ポリゴン	スパン ポリゴン	施設 形状線	位置 ポリゴン
1 基本施設	外郭施設	防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、開こう門、護岸、堤防、突堤及び胸壁	○	○	○	○
	係留施設	岸壁、物揚場、係船浮標、係船くい、栈橋、浮栈橋及び船揚場	○	○	○	
	水域施設	航路及び泊地	○			
2 機能施設	輸送施設	鉄道、道路、駐車場、橋、運河及びヘリポート	○		○	
	航行補助施設	航路標識並びに漁船の入出港のための信号施設及び照明施設				○
	漁港施設用地	各種漁港施設の敷地	○		○	
	漁船漁具保全施設	漁船保管施設、漁船修理場及び漁具保管修理施設	○		○	
	補給施設	漁船のための給水、給氷、給油及び給電施設				○
	増殖及び養殖用施設	水産種苗生産施設、養殖用餌料保管調製施設、養殖用作業施設及び廃棄物処理施設	○		○	
	漁獲物の処理、保蔵及び加工施設	荷さばき所、荷役機械、蓄養施設、水産倉庫、野積場、製氷、冷凍及び冷蔵施設並びに加工場	○		○	
	漁業用通信施設	陸上無線電信、陸上無線電話及び気象信号所				○
	漁港厚生施設	漁港関係者の宿泊所、浴場、診療所その他の福利厚生施設				○
	漁港管理施設	管理事務所、漁港管理用資材倉庫、船舶保管施設その他の漁港の管理のための施設				○
	漁港浄化施設	公害の防止のための導水施設その他の浄化施設				○
	廃油処理施設	漁船内において生じた廃油の処理のための施設				○
	廃船処理施設	漁船の破砕その他の処理のための施設				○
	漁港環境整備施設	広場、植栽、休憩所その他の漁港の環境の整備のための施設				○
3 海岸施設	海岸保全施設	護岸、堤防、突堤及び胸壁	○	○	○	
4 その他施設	基準点	漁港原点、工事基準点				○
	看板等	漁港看板、放置艇禁止区域告知看板等				○
5 その他	計測点	G N S S 計測点（天端高点、計測点）				○
	旗上げ等	施設旗上げ、施設名称	文字データ及び線データ			

(7) システム登録データ作成

更新したデータ 1 式について、全国漁港漁場協会が運用するシステムに登録可能なデータ形式に整理し、全国漁港漁場協会により変換のうえ、システムに登録すること。

(8) 成果とりまとめ

成果を報告書にとりまとめる。

(9) 照査

業務内容の一切の照査を行う。

(10) 協議・報告

打合せ協議は、初回、最終の 2 回とする。

原則として管理技術者が立ち会うこと。

上記以外に月 1 回の履行報告を行うこと。

7 報告書

報告書は電子納品とし、岩手県ガイドライン及び国の要領等に基づいて作成し、電子媒体（CD-R）で 2 部提出すること。電子媒体の記憶容量が不足する場合は、調査職員と協議のうえ変更すること。

また、印刷製本した報告書を作成し、1 部提出すること。

(1) 電子成果 2 部：CD-R または DVD-R

(2) 業務報告書 1 部：A 4 判

8 管理技術者

管理技術者は、次のいずれかの資格を有する者を置くこととする。

(1) 技術士・総合技術監理部門（水産－水産土木）

(2) 技術士・水産部門（水産土木）

(3) R C C M（水産土木）

(4) 大学又は高等専門学校卒業後、水産土木業務の経験が 20 年以上の者

(5) 高等学校又は専修学校卒業後、水産土木業務の経験が 25 年以上の者

9 照査技術者

照査技術者を配置することとし、必要な資格は管理技術者と同様とする。

また、照査技術者は、管理技術者を兼ねることはできない。

10 守秘義務

受注者は、本業務で知り得た各種情報を第三者に漏洩、複写、譲渡又は閲覧させてはならない。また、他の目的で使用してはならない。

11 個人情報の取扱い

(1) 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容

の特記事項について順守しなければならない。

- (2) 受注者は、当該業務において取り扱う個人情報の管理者及び管理体制等について発注者に報告すること。
- (3) 個人情報の適正な取扱いを確保するため、発注者は、別途報告又は資料の提出を指示する場合があります、その場合、受注者は、発注者の指示に従うこと。

12 その他

業務を遂行するにあたり、本仕様書及び設計図書に記載されていない事項に疑義が生じた場合は速やかに調査職員と協議を行い、適切に対応すること。

公共測量及びUAV飛行に際して届出、許可が必要な場合は、調査職員に報告を行い、手続きすること。

電子納品特記仕様書〔業務〕

1 適用

本業務は、電子納品の対象業務とする。

電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、岩手県電子納品ガイドライン（以下、「岩手県ガイドライン」という。）及び国が策定している電子納品要領・基準等（以下「国の要領等」という。）に基づいて作成した電子データを指す。

2 電子納品実施区分

本業務における電子納品の実施区分は、次のとおりとする。

- (○) 本業務は、電子納品を「義務」として実施する。
() 本業務は、電子納品の実施を受発注者間の「協議」により決定する。

3 電子納品対象書類

〔土木、農業農村整備、治山林道、水産、企業局関係〕

本業務において、電子納品対象書類を「義務」又は「協議」とする区分は、下表のとおりとする。

フォルダー	書類名	作成者		備考
		発注者	受注者	
REPORT	報告書		○	
DRAWING	図面			
PHOTO	写真			
SURVEY	測量			
BORING	地質			

※ 作成者欄の「○」は義務を示す。

※ 上記以外の書類については、受発注者間の協議によって決定する。

4 電子成果品は、岩手県ガイドライン及び国の要領等に基づいて作成し、電子媒体（CD-R）で2部提出すること。

5 電子成果品を提出する際は、電子納品チェックシステム・SXF ブラウザ等による成果品のチェックを行い、エラーがないことを確認するとともに、確実にウィルスチェックを実施したうえで提出すること。

6 電子成果品を提出する際には、「電子媒体納品書」を作成し、電子媒体と併せて提出すること。

電子媒体納品書〔業務〕

令和 年 月 日

様

受注者

住 所

氏 名

管理技術者氏名

印

下記のとおり電子媒体を納品します

記

業務名				TECRIS 登録番号	
電子媒体 の種類	規格	単位	数量	納品年月	備考
CD-R	ISO9660 (レベル 1)	部		令和 年 月	

〔備考〕

- 電子納品チェックシステムによるチェック
 - ・電子チェックシステムのバージョン：__ . __ . __
 - ・チェック実施年月日：令和__年__月__日
- CD-R が複数となる場合のそれぞれの内容
 - ・ 1／○：__
 - ・ 2／○：__